

令和5年9月

貿易証明申請者各位

横浜商工会議所 国際部

貿易証明手数料に係るインボイス制度への対応について

◎【横浜商工会議所窓口での貿易証明発給の場合】

商工会議所での窓口での発給申請における貿易証明発給に対する領収書(レシート)については、適格簡易請求書(簡易インボイス)の適用が認められております。(注)

従いまして、当所から発効されるレシートには受領者の名称は記載されません。
(横浜商工会議所のインボイス登録番号が記載されます)

<レシートイメージ>

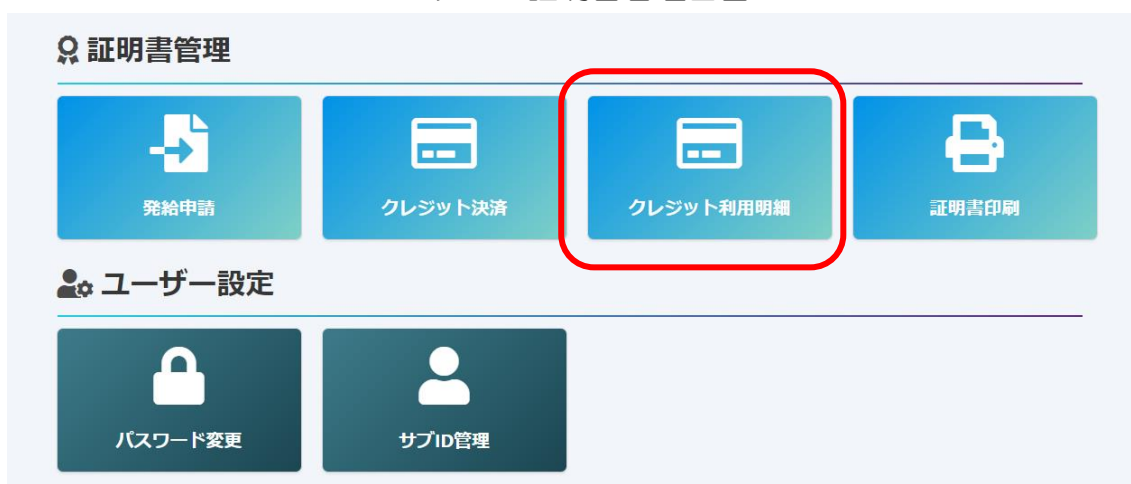
横浜商工会議所	
〒231-8524	
横浜市中区山下町2番地〇〇	
登録番号 T1020005003540	
2023-10-01 9:10	
2件	@1,100
手数料(会)	¥2,200
用紙	¥550
対象計	<u>10.0%</u> ¥2,750
内税	¥250
現金	¥2,750

____部は従来のレシートより追記した箇所となります

◎【オンラインでの貿易証明発給の場合】

「貿易関係証明発給システム」によるオンライン発給申請に関しましては、クレジット決済完了後に、従来よりご利用いただいている「クレジット利用明細」にお進みください。利用明細にはインボイス制度に関する必要項目が追加されておりますので、印刷いただくと「インボイス」としてご利用いただけます。（日本商工会議所インボイス登録番号が記載されます）

<システム 証明書管理画面>



なお、インボイス制度の開始は令和5年10月1日からとなっておりますが、インボイス制度対応の領収書(レシート)発行は事前に実施することができますので、システム移行が完了次第、実施してまいります。予めご了解くださいますようお願いいたします。

(注)

国税庁軽減税率・インボイス制度対応室監修

「消費税の仕入れ税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A」問25(一部抜粋)

適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができる。

以上